

国土交通省に対して、江ノ島電鉄の安全対策に係る江ノ島電鉄と地域住民間に生じる問題について適切な対応を求める意見書

鎌倉市内には江ノ島電鉄が敷かれ、江ノ電の愛称で市内外から愛されている。先の2月定例会の意見書においてもふれたが、江ノ電の鎌倉駅長の東北大震災に対する台湾からの支援に感謝を伝える張り紙が日台両国において反響があったところであり、鎌倉市と江ノ電はこれまでもともに発展してきた。しかしながら、昨今、国土交通省の指導もあったことから、市内において江ノ島電鉄がこれまで地域住民等による線路の通行が可能だった箇所、いわゆる勝手踏切について、通行を不可としたことから現在、江ノ島電鉄とこれまで生活で使っていた地域住民の間で折り合いがつかない状態となっている。

鉄道事業者である江ノ島電鉄とすれば、国土交通省の指導に従って、事故が起こらぬよう、安全対策を施すことは当然である。しかしながら、地域住民の中では、江ノ島電鉄が過去には鉄道ではなく軌道業として営業を開始し、鉄道事業法の適応となった経緯や、市内においては実際のところ、市道に並行して、軌道として通過する箇所（腰越）もあることから、なぜ軌道箇所もあるのに、通行を禁じるのかと混乱が生じている。

実態としては、長年、地域住民は線路を通行することを前提とした生活があり、それに合った建物についても建築許可を鎌倉市は行ってきた。過去に江ノ島電鉄線が開通した経過を鑑みれば、地域住民からの土地の提供や協力があつたからこそ、開通したこともあり、先述したように、江ノ電が軌道として通行する箇所もあるゆえに、線路の横断を一切させないということは現実的には不可能である。

しかしながら、国土交通省の認可によって、営業する江ノ島電鉄にとっては鉄道事業法や国土交通省の指導に従い、安全対策を施す必要がある。この安全対策について、一律通行禁止とすれば、地域住民にとっては大きな影響が及ぶ。

よって、過去に江ノ島電鉄線が設置され、地域住民との折衝を含め、当時に対応した鉄道省の所管を継承する国土交通省は責任を持って、地域住民の生活への影響に配慮した安全対策について検討し、江ノ島電鉄と地域住民という当事者任せにするのではなく、能動的に適切な対応を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年6月30日

鎌倉市議会